

第40期 定時株主総会 招集ご通知

ビックカメラ

2020年11月19日(木曜日) н 午前10時

東京都板橋区大山東町51-1 場 板橋区立文化会館 大ホール

> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 10名選任

の件 第4号議案 監査等委員である取締役3

名選仟の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取

締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額 決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の

報酬額決定の件 第8号議案 取締役 (監査等委員である 取締役及び社外取締役を除 く。) に対する株式報酬型 ストック・オプションに関 する報酬等の額及び具体的 な内容決定の件

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本 年は健康状態にかかわらず、当日のご来場は控 えていただき、インターネット又は書面(郵 送) により議決権をご行使くださいますようお 願い申しあげます。
- 会場は、座席の間隔を例年より広げることか ら、ご用意できる座席数が50席程度となりま す。株主総会当日の状況により、やむを得ずご 入場いただけない場合がございます。
- おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を 含む)の配布は一切ございません。

株主の皆様へ…………… 1頁 2頁 (添付書類) 7百 目 次 連結計算書類………… 18頁 20百 22頁 株主総会参考書類…………… 28頁

ŧ 知 使 単 木

案

議



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」 で簡単議決権行使

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを スマートフォンで読み取ることで、 議決権行使コード等を入力する ことなく専用サイトにログインし、 議決権を行使することができます。



株式会社 ビックカメラ

< 株主の皆様へ >

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するご案内

当社は本年11月19日(木曜日)に第40期定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年は健康状態にかかわらず、会場へのご出席をお控えくださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

●株主の皆様へのお願い

- ・ 会場は、接触感染リスク低減及び株主様の安全を確保するため、座席の 間隔を例年より広げることから、ご用意できる座席数が50席程度と大幅 に減少いたします。そのため、株主総会当日の状況により、やむを得ず ご入場いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 上記のとおり、座席数には限りがございますので、議決権のご行使は 当日のご来場ではなく、インターネット又は書面(郵送)による方法を ご利用いただくことを強く推奨申しあげます。
- 会場には、サーモカメラ等を設置し、検温等を実施させていただきます。発熱、咳の症状等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りいたします。
 - ※感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方、2週間以内に海外へ渡航された方はとくにご来場をお控えください。
- ・ 当日ご来場される際には、マスクのご持参・着用をお願いいたします。 マスクを着用しない株主様はご入場をお断りいたします。 また、会場入口等にはアルコール消毒液を設置いたしますので、 手指の消毒にご協力をお願いいたします。 その他、ご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- 感染の予防措置として、役員及び会場スタッフはマスク等を着用させていただきますので、ご理解ください。
- 本年の株主総会の開催時間は1時間程度とさせていただきます。そのため、円滑・迅速な議事進行を図りますので、報告事項等を簡略化いたします。また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。
- 株主様へのおみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の配布は一切ございません。

今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用出来なくなった場合は、当社研修センター(東京都豊島区西池袋5丁目12-13)にて午前11時より株主総会を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.biccamera.co.jp/ir/)でお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

証券コード 3048 2020年11月2日

株主各位

東京都豊島区高田三丁目23番23号

株式会社ビックカメラ

代表取締役社長 木 村 一 義

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット又は書面(郵送)により2020年11月18日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年11月19日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館 大ホール
- 3. 会議の目的事項

(報告事項)

- (1) 第40期 (自2019年9月1日 至2020年8月31日) 事業報告 の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第40期(自2019年9月1日 至2020年8月31日)計算書類 の内容報告の件

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対

する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具 体的な内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

4~6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な事業所」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.biccamera.co.jp/ir/)に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.biccamera.co.jp/ir/)に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用出来なくなった場合は、 当社研修センター(東京都豊島区西池袋5丁目12-13)にて午前11時より株主総会 を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に 変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.biccamera.co.jp/ir/)で お知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



5~6頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使 ウェブサイトにログインしていただき、議案に対する賛否をご入力くだ さい。

行使期限

2020年11月18日 (水曜日) 午後6時00分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年11月18日 (水曜日) 午後6時00分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年11月19日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

- ※ インターネット及び書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

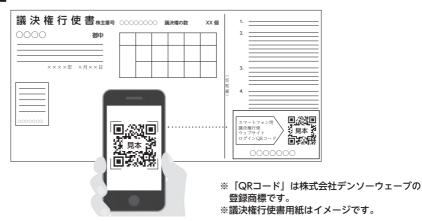
行使 期限

2020年11月18日 (水曜日) 午後6時00分入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。



「次へすすむ | をクリック

議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ご注意)

・パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総 会時は新たに発行いたします。

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。 なお、パスワードを当社よ りお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の 案内にしたがってお手続ください。

・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担になります。

・パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイト がご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン等の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

証券代行部 インターネットヘルプダイヤル みずほ信託銀行 00.0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利 用いただくことが可能です。

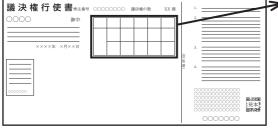


書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函 ください。

2020年11月18日 (水曜日) 午後6時00分到着分まで 行使期限

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

≫「賛」の欄にO印 賛成の場合

● 否認する場合 ≫「否」の欄にO印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛 の欄にO印
- 全員否認する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を 否認する場合
- 「賛」の欄にO印をし、 ≫ 否認する候補者の番号を ご記入ください。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2019年9月1日) 至 2020年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が一転し、新型コロナウイルス感染症(以下「本感染症」という)の影響により厳しい状況にありますが、このところ持ち直しの動きがみられます。個人消費は持ち直しているものの、本感染症による影響で、企業収益は大幅な減少が続いており、雇用情勢は弱い動きとなっております。

当家電小売業界における売上は、2019年9月に消費増税前の駆け込み需要がありましたが、その後の反動減が続く中で、2020年2月以降、本感染症による大きな影響が生じております。商品別にはOS(Windows7)のサポート終了に伴う駆け込みやテレワークに伴う需要が生じたパソコン、パソコン周辺機器のほかテレビが好調だったことに加え、冷蔵庫や洗濯機等が堅調に推移いたしました。一方、スマートフォン、デジタルカメラ、理美容家電等は低調に推移いたしました。

こうした状況下にあって、「より豊かな生活を提案する、進化し続けるこだわりの専門店の集合体」を目指し、接客力・専門性の向上、新規事業の拡大及びアフターサービスの強化に取り組んでおります。また、オムニチャネル推進のため、当社の本サイトを中心とするインターネット通販事業の強化や店頭の表示価格が自動更新される電子棚札の導入等による店舗のデジタル化を進めているほか、物流拠点におきましてはロボット等を活用した効率化にも取り組むなど、積極的なIT投資を行っております。

本感染症による当社グループへの影響につきましては、2020年3月以降、本感染症拡大防止を重視する観点から営業時間の短縮や臨時休業を実施いたしました。営業時間の短縮は現在も続けており、一部店舗(Air BicCameraの一部)では臨時休業を継続しております。営業にあたっては、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い、従業員の出退勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保などの対策を継続して実施しておりますが、ビックカメラでは、都心の昼間人口減少やインバウンドの激減も重なり実店舗の販売は低迷いたしました。インターネット通販事業は、販売を大きく伸ばしたものの実店舗の低迷を補うには至りませんでした。一方、都市近郊を中心に事業を行うコジマにおきましては、テレワークなどによる商圏内の昼間人口増加などを背景

に販売を伸ばしました。

店舗展開におきましては、2019年11月8日に「ビックカメラ 所沢駅店」(埼玉県所沢市)、2020年2月7日に「ビックカメラ 日本橋三越」(東京都中央区)を開店いたしました。また、当社グループの家電と非家電の幅広い品揃えを、立地や客層を踏まえ集約した店舗形態の新店として、2020年6月1日に「ビックカメラ セレクト六本木駅店」(東京都港区)を開店いたしました。

グループ会社におきましては、株式会社コジマが、「コジマ×ビックカメライーアス沖縄豊崎店」(沖縄県豊見城市、6月19日開店)など4店舗を開店いたしました。

このほか、当社と日本空港ビルデング株式会社との共同出資会社のAir BIC 株式会社が、2020年5月29日に「Air Bic Camera 東京スカイツリータウン・ソラマチ店」(東京都墨田区)を開店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,479億5百万円(前年同期比5.2%減)、営業利益は120億66百万円(前年同期比47.4%減)、経常利益は146億90百万円(前年同期比43.2%減)、税金等調整前当期純利益は126億29百万円(前年同期比44.3%減)となりました。法人税等合計が33億86百万円、非支配株主に帰属する当期純利益が37億93百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は54億50百万円(前年同期比61.2%減)となり、ROE(自己資本当期純利益率)は4.0%となりました。

セグメント別売上概況は、次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 増減率(%)				
	音響映像商品	132,985	15.7	△5.8				
	家庭電化商品	275,280	32.5	△0.8				
	情報通信機器商品	269,014	31.7	△5.6				
	その他の商品	158,312	18.7	△10.4				
	物品販売事業	835,593	98.6	△5.1				
BSデジタル放送事業		10,568	1.2	△9.8				
その他の事業		1,743	0.2	1.6				
	合計	847,905	100.0	△5.2				

⁽注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」を企業理念に掲げ、「一人ひとりのお客様を大切に、最高の満足と喜びを感じていただけるよう、笑顔と真心を込めた言葉で接します」をスローガンに、「より豊かな生活を提案する、進化し続けるこだわりの専門店の集合体」を目指してまいります。

① 生産性の向上

新しい組織体制への移行に伴う本部業務の見直しや働き方改革、ダイバーシティの推進、戦略的人事、在庫管理を含めたサプライチェーンマネジメント改革、また、物流インフラ強化、電子棚札の全店導入、販売支援ツールの導入等を始めとするこれまで整備してきたIT投資の目的を明確にし、現場業務の効率化・短時間化等による生産性の向上につなげてまいります。

② 持続的な成長

独自性のあるプライベートブランド商品の開発強化、目利きの効いた商材の調達や新規サービス・新規事業の開拓等による「商品力」の強化、接客力と商品知識を基盤にした「人の力」とお客様目線の売場作りといった「場の力」に集約される「販売力」の強化などにより「専門店の集合体」の更なる進化に努めてまいります。

また、インターネット通販事業、IoT事業、住設事業、法人事業、株式会社ソフマップにおけるリユース事業などを成長領域と位置づけるとともに、新規サービスや新規事業の開拓などに積極的に経営資源を投下してまいります。

店舗展開につきましては、当社において年1店舗程度、株式会社コジマにおいて年数店舗の新規出店に取り組むことにより、都市型と郊外型の補完関係を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は 180億90百万円であります。その内訳は、有形固定資産 113億17百万円、無形固定資産 55億52百万円、投資その他の資産 12億20百万円であり、主なものは、ビックカメラ 所沢駅店の店舗新設に係る設備及び差入保証金、店舗への電子棚札の導入並びにシステム開発に係るソフトウェアの取得であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に備え、 手元資金を確保するため、緊急の資金調達として、700億円の長期資金の調達 を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第37期 (2017年8月期)	第38期 (2018年8月期)	第39期 (2019年8月期)	第40期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売 上 高 (百万円)	790,639	844,029	894,021	847,905
経常利益(百万円)	24,364	29,241	25,871	14,690
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	13,505	17,122	14,047	5,450
1株当たり当期純利益 (円)	74.28	93.65	79.09	30.98
総 資 産 (百万円)	350,211	365,598	400,451	472,074
純 資 産 (百万円)	145,593	155,765	163,342	169,791

⁽注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を 第39期(2019年8月期)の期首から適用しており、第38期(2018年8月期)に係る総資産に ついては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	事業内容
株式会社生毛工房	10	100.0	寝具の製造・販売
株式会社ジェービーエス	20	100.0	一般貨物運送業
株式会社ソフマップ	100	100.0	パソコン・デジタル機器の 販売・買取
株式会社東京計画	10	100.0	広告代理業、不動産の賃貸 ・管理及びゴルフ場の運営
株式会社東京サービスステーション	10	100.0	家庭電化商品等の取付・修理
株式会社ビックアウトレット	10	100.0	家庭電化商品等の販売
株式会社ビック酒販	50	100.0	酒類・飲食物の販売
株式会社ラネット	10	100.0	移動体通信機器の販売
東京カメラ流通協同組合	14	100.0 (75.5)	共同金融事業
豊島ケーブルネットワーク株式会社	100	82.3	有線テレビジョン放送事業
日本BS放送株式会社	4,183	61.4	衛星放送事業
株式会社コジマ	25,975	50.3	家庭電化商品等の販売

⁽注)議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容(2020年8月31日現在)

当社グループは、当社、子会社21社及び関連会社3社で構成され、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品及びその他の商品の物品販売を行う物品販売事業並びにBSデジタルハイビジョンによるテレビ放送を行うBSデジタル放送事業を主な事業としております。

物品販売事業の主要品目は、次のとおりであります。

区分	主要品目
音響映像商品	カメラ、テレビ、レコーダー、ビデオカメラ、オーディオ 他
家 庭 電 化 商 品	冷蔵庫、洗濯機、調理家電、季節家電、理美容家電 他
情報通信機器商品	パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話 他
その他の商品	ゲーム、時計、中古パソコン等、スポーツ用品、玩具、 メガネ・コンタクト、酒類・飲食物、医薬品・日用雑貨 他

(8) 主要な事業所(2020年8月31日現在)

「主要な事業所」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当 社ウェブサイト (https://www.biccamera.co.jp/ir/) に掲載しております。

(9) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減	
物品販売事業	8,894名(7,736名)	286名増(197名減)	
BSデジタル放送事業	95名(12名)	2名減 (-)	
その他の事業	35名 (7名)	2名減(-)	
合計	9,024名(7,755名)	282名増(197名減)	

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。
 - 2. () は臨時雇用者数 (アルバイト、派遣社員を含む) であり、年間の平均人員 (1日1人 8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齡 平均勤続年数		
4,556名(2,032名)	48名増(293名減)	34.4歳	10.8年	

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。
 - 2. () は臨時雇用者数 (アルバイト、派遣社員を含む) であり、年間の平均人員 (1日1人 8時間換算) を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年8月31日現在)

	借入先	借入金残高(百万円)
株 式	会社みずほ銀行	50,409
株式会	社日本政策投資銀行	22,604
株式:	会 社 三 井 住 友 銀 行	19,580
株 式	会 社 足 利 銀 行	12,076
株 式	会社りそな銀行	8,358

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2020年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 508,200,000株

(2) 発行済株式の総数 188,146,304株

(3) 株主数 260,836名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
管理信託(A001) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	15,698,100	8.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,194,700	8.07
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	12,657,000	7.19
株式会社ラ・ホールディングス	9,361,500	5.32
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲1号)	8,617,600	4.90
野村信託銀行株式会社(信託口2052152)	7,500,000	4.26
株式会社TBSテレビ	6,119,000	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254)	4,646,530	2.64
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	3,758,070	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,576,800	2.03

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(12,211,800株)を控除して計算しております。
 - 2. 管理信託 (A001) 受託者 株式会社 SMB C信託銀行、みずほ信託銀行株式会社有価証券 管理信託0700026、三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)、野村信託銀行株式会社 (信託口2052152)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 820079254)及び野村信託銀行株式会社 (信託口2052116)の全持株数並びに株式会社日 本カストディ銀行(信託口)の持株数のうち12,503,400株(持株比率7.11%)について は、新井隆二氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付 された新株予約権の状況

名称	株式会社ビックカメラ 第1回新株予約権 (2018年11月発行)
発行決議日	2018年10月18日
新株予約権の数	130個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年11月10日~2068年11月9日
保有者数	取締役(社外取締役を除く)6名

- (注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(2020年8月31日現在)

地位				氏	名		担当及び重要な兼職の状況		
代表取締役社長		:長	宮	嶋	宏	幸	社長執行役員		
代表	長取絲	帝役	副社	長	Л	村	仁	志	副社長執行役員内部統制・内部監査管掌兼開発室管掌
取		締		役	安	部		徹	専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR 部長、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通 協同組合代表理事
取		締		役	田	村	英	=	専務執行役員総務本部長
取		締		役	秋	保		徹	常務執行役員商品本部長兼EC本部長、株式会社ビックカメラ楽天代表取締役社長
取		締		役	中	Ш	景	樹	執行役員デジタルコミュニケーション本部長、株式会社ラ ネット代表取締役社長
取		締		役	上	野	善	晴	執行役員経理財務本部長
取		締		役	木	村	_	義	
取		締		役	佐	藤	正	昭	
取		締		役	Щ	田		登	
取		締		役	中	井	加明	月三	
常	勤	監	査	役	大	塚	典	子	
常	勤	監	査	役	小	泉	万县	11日子	
監		査		役	岸	本	裕系	己子	
監		査		役	小	原	久	典	

- (注) 1. 取締役佐藤正昭氏、取締役山田登氏及び取締役中井加明三氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役岸本裕紀子氏及び監査役小原久典氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、上記社外取締役3名及び社外監査役2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - ・2019年11月15日開催の第39期定時株主総会における異動

就任 取締役

上野善晴氏

退任 取締役

- 野口 准氏
- 5. 代表取締役社長宮嶋宏幸氏は、株式会社コジマの取締役を兼務しております。
- 6. 代表取締役副社長川村仁志氏は、日本BS放送株式会社の監査役を兼務しております。
- 7. 取締役安部徹氏は、株式会社コジマの取締役を兼務しております。
- 8. 取締役木村一義氏は、株式会社コジマの取締役、大和ハウス工業株式会社の社外取締役及び スパークス・グループ株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
- 9. 取締役中井加明三氏は、株式会社だいこう証券ビジネスの社外取締役及び阪和興業株式会社の社外取締役を兼務しております。
- 10. 監査役小原久典氏は、金融機関において要職を歴任されたのち、芙蓉総合リース株式会社において9年間にわたり経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年8月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役は除く。)は、次の22名であります。

役職名	氏名
常務執行役員営業本部長	石川 勝芳
常務執行役員ロジスティクス本部長	吉岡 英樹
執行役員広告宣伝部長	堀越 雄
執行役員AS事業部長	行方 伸介
執行役員ロジスティクスシステム部長	中根 貴志
執行役員人事部担当部長兼ダイバーシティ推進室長	根本奈智香
執行役員法人営業部長	田島 憲一
執行役員財務部長	谷貝 和也
執行役員営業部長	小峰 浩一
執行役員商品本部副本部長兼商品部長	佐藤 壮史
執行役員有楽町店店長	川崎義勝
執行役員人事部長兼人材開発室長	岩見信一郎
執行役員法務部長	相澤喜一郎
執行役員総務部長	内海 光晴
執行役員開発室長	前田 光洋
執行役員EC事業部長	儘田 雅樹
執行役員システム部長	菊池 秀樹
執行役員グループ内部統制統括部長	森岡 雅人
執行役員経理部長	伊波 明人
執行役員(株式会社コジマ取締役副社長執行役員営業本部長)	塚本 智明
執行役員 (株式会社ソフマップ代表取締役社長)	渡辺 武志
執行役員(Air BIC株式会社取締役副社長)	渡部 勝義

12. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
木村 一義	取締役	代表取締役社長 (社長執行役員)	2020年9月1日
宮嶋 宏幸	代表取締役社長 (社長執行役員)	取締役副会長	2020年9月1日
川村 仁志	代表取締役副社長 (副社長執行役員内部統制· 内部監査管掌兼開発室管掌)	代表取締役副社長 (副社長執行役員内部統 制・内部監査管掌)	2020年9月1日
安部 徹	取締役 (専務執行役員経営企画 本部長兼経営企画部長兼 広報・IR部長)	取締役 (専務執行役員経営管理 部門管掌経理財務本部長 兼広報・IR部長)	2020年9月1日
田村 英二	取締役 (専務執行役員総務本部長)	取締役 (専務執行役員経営戦略 部門管掌経営企画本部長 兼経営企画部長)	2020年9月1日
秋保 徹	取締役 (常務執行役員商品本部 長兼EC本部長)	取締役 (専務執行役員事業推進 部門管掌商品本部長)	2020年9月1日
中川 景樹	取締役 (執行役員デジタルコミ ュニケーション本部長)	取締役 (執行役員DX・DC本部長)	2020年9月1日
上野 善晴	取締役 (執行役員経理財務本部長)	取締役 (執行役員総務本部長)	2020年9月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数 (名)	報酬等の額(百万円)	
取締役	12 [3]	260 [27]	
監 査 役	4 [2]	32 [8]	
合 計	16	293	

- (注) 1. 上記には、2019年11月15日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1 名が含まれております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2005年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。また、2015年11月26日開催の第35期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2005年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 社外取締役・社外監査役に対する報酬及びその人数は、[] 内に内数にて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 取締役中井加明三氏は、株式会社だいこう証券ビジネスの社外取締役及び 阪和興業株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先と の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的に開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行いました。

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(18回開催)		監査役会(14回開催)
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役佐藤正昭	18回	100%	— П	-%
取締役山田 登	18	100	_	_
取締役 中井 加明三	18	100	_	_
監 査 役 岸 本 裕紀子	18	100	14	100
監査役 小 原 久 典	18	100	14	100

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外役員全員と会社 法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に 基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	158

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出 根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同 意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務)である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の 適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、 取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきましては、 法 令 及 び 定 款 第 1 4 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 社 ウェ ブ サ イ ト (https://www.biccamera.co.jp/ir/) に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当社普通株式1株当たり3円とさせていただく予定であります。なお、年間配当は1株当たり13円(中間配当10円、期末配当3円)となります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

⁽注) 本事業報告中の百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年8月31日現在)

資産の	部	負債の	部
科目	金 額	科目	金額
流動資産	273,809	流動負債	173,957
現金及び預金	117,211	買 掛 金	58,301
		短期借入金	32,176
売 掛 金	40,986	1年内償還予定の社債	200
商品及び製品	100,925	1年内返済予定の長期借入金	21,477
原材料及び貯蔵品	649	リース債務 未払法人税等	660
番組勘定	123	未払法人税等 賞 与 引 当 金	3,143 3,241
		ポイント引当金	13,159
そ の 他	14,188	店舗閉鎖損失引当金	278
貸 倒 引 当 金	△274	資 産 除 去 債 務	341
固定資産	198,265	そ の 他	40,975
		固定負債	128,326
有形固定資産	90,374	社 債	800
建物及び構築物	29,314	長期借入金	93,959
機械装置及び運搬具	1,305	リース債務 繰延税金負債	1,428 145
土地	46,983	商品保証引当金	592
		店舗閉鎖損失引当金	467
リース資産	2,242	退職給付に係る負債	17,201
建設仮勘定	877	資 産 除 去 債 務	9,285
そ の 他	9,651	その他	4,445
無形固定資産	25,379	負債合計	302,283
			の 部
投資その他の資産	82,510	株 主 資 本 資 本 金	134,965 25,929
投資有価証券	14,553	資 本 金 資 本 剰 余 金	27,140
長期貸付金	835	利益剰余金	98,630
繰延税金資産	21,541	自己株式	△16,734
		その他の包括利益累計額	2,112
退職給付に係る資産	2,885	その他有価証券評価差額金	2,616
差入保証金	41,731	退職給付に係る調整累計額	△503
その他	1,339	新株子約権	88
貸倒引当金	△376	非支配株主持分 純 資 産 合 計	32,624 169,791
資産合計	472,074	一	472,074
	# た切り 全 ア 主 示 l		7/2,0/4

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年9月1日) 至 2020年8月31日)

		(単位・日月円)
科目	金	額
売 上 高		847,905
売 上 原 価		616,899
売 上 総 利 益		231,005
販売費及び一般管理費		218,939
営業 利益		12,066
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59	
受 取 配 当 金	263	
受 取 手 数 料	1,390	
協	503	
そ の 他	916	3,133
営業外費用		
支 払 利 息	293	
賃 貸 収 入 原 価	90	
支 払 手 数 料	56	
そ の 他	68	509
経常 利益		14,690
特別 利益		
固定資産売却益	8	
助 成 金 収 入	1,048	1,056
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	143	
投資有価証券売却損	11	
投資有価証券評価損	118	
減 損 損 失	1,434	
臨時休業による損失	1,332	
その他	76	3,117
税金等調整前当期純利益		12,629
法人税、住民税及び事業税	4,525	
法人税等調整額	△1,139	3,386
当期 純利益		9,243
非支配株主に帰属する当期純利益		3,793
親会社株主に帰属する当期純利益		5,450

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

'A T 0	÷7	4 E 0	(単位:自力円)
資産の	部	負債の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	174,071	流動負債	137,619
現金及び預金	63,218	買掛金	53,704
売 掛 金	19,447	短期借入金	32,176
商品	56,359	1年内返済予定の長期借入金	16,315
貯 蔵 品	96	リース債務	508
前 渡 金	113	未払金	9,970
前 払 費 用	3,227	未 払 費 用	1,045
未 収 入 金	23,042	未払消費税等	2,389
そ の 他	8,570	前 受 金	5,011
貸 倒 引 当 金	△4	預り金	1,780
固定資産	157,998	前 受 収 益	204
有形固定資産	59,467	賞与引当金	1,601
建物	16,063	ポイント引当金	10,639
構築物	217	そ の 他	2,271
機械及び装置	305	固定負債	92,493
車両運搬具	11	長 期 借 入 金	71,543
工具、器具及び備品	7,768	関係会社長期借入金	184
土地	33,400	リース債務	957
リース資産	1,370	退職給付引当金	12,764
建設仮勘定	329	資産除去債務	4,659
無形固定資産	19,915	その他	2,384
借地権	11,023	負 債 合 計	230,113
商標権	6	10 77	の 部
ソフトウェア	6,441	株主資本	99,613
その他	2,444	資 本 金	25,929
投資その他の資産	78,615	資 本 剰 余 金	27,072
		資本準備金	27,019
	10,456	その他資本剰余金	53
関係会社株式	25,777	利益剰余金	63,346
出資金	338	利益準備金	27
関係会社出資金	3	その他利益剰余金	63,318
関係会社長期貸付金	780	別 途 積 立 金	8,760
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	54,558
長期前払費用	364	自 己 株 式	△16,734
繰 延 税 金 資 産	11,042	評価・換算差額等	2,277
差入保証金	29,789	その他有価証券評価差額金	2,277
そ の 他	197	新 株 予 約 権	65
貸 倒 引 当 金	△134	純 資 産 合 計	101,957
資 産 合 計	332,070	負債・純資産合計	332,070
(注)記載金額は、百万円未	港を切り徐アでま 子し	アヤルまナ	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年9月1日) 至 2020年8月31日)

		(手位・日月日)
科目	金	額
売 上 高		460,501
売 上 原 価		342,749
売 上 総 利 益		117,751
販売費及び一般管理費		120,739
営業損失(△)		△2,987
営業外収益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	1,483	
受 取 手 数 料	1,334	
そ の 他	1,000	3,845
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	172	
賃貸収入原価	39	
そ の 他	19	230
経常 利益		627
特別利益		
固定資産売却益	8	
助 成 金 収 入	850	858
特別損失		
固定資産除却損	35	
投資有価証券評価損	118	
減損損失	920	
臨時休業による損失	1,114	2,189
税引前当期純損失(△)		△703
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△839	△278
当期純損失(△)		△424

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月16日

株式会社 ビックカメラ 取 締 役 会 御中

> 有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

> > 指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 末 村 あおぎ E

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 関 信 治 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビックカメラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月16日

株式会社 ビックカメラ 取 締 役 会 御中

> 有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

> > 指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 末 村 あおぎ 日

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 関 信 治 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2019年9月1日から2020年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第40期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結 果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告 いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職 務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室並びに内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等 を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報 告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の 遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企 業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明 を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反す る重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月20日

株式会社ビックカメラ 監査役会

常勤監査役 大塚 典 子 印

常勤監査役 小泉 万里子 印

監 査 役 岸本 裕紀子 印

監 査 役 小原 久 典 ⑩

(注) 監査役岸本裕紀子及び監査役小原久典は、会社法第2条第16号及び第335条 第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、厳しい経営環境のもと、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、誠に遺憾ながら1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、2020年5月に中間配当を1株につき10円にて実施しておりますので、 当事業年度の年間配当金は前期に比べ7円減配の1株につき13円となります。

株主の皆様方には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、527,803,512円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年11月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上 及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するこ とといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並び に監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社移行にあたり、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定に変更するものであります。なお、変更案第31条(取締役との責任限定契約)につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第4条(条文省略)	第1条~第4条(現行どおり)

	IJ	見行	定款

第2章 株 式

第5条~第11条(条文省略) 第3章 株主総会

第12条~第17条(条文省略)

第4章 取締役及び取締役会 第18条(条文省略)

(員数)

第19条 当会社の取締役は20名以内と する。

(新設)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票 によらないものとする。 (新設)

(A) THA

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以 内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。

(新設)

変更案

第2章 株 式

第5条~第11条(現行どおり)

第3章 株主総会

第12条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第18条(現行どおり)

(員数)

- 第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、20 名以内とする。
 - ② <u>当会社の監査等委員である取締</u> 役は、6名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票 によらないものとする。
 - ④ 当会社は、法令に定める監査等 委員である取締役の員数を欠く ことになる場合に備え、株主総 会において補欠の監査等委員で ある取締役を選任することがで きる。

(仟期)

- 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。
 - ② 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時ま でとする。

况1] 定款	友
(新設)	③ 任期の満了前に退任した監査等
	委員である取締役の補欠として
	選任された監査等委員である取
	締役の任期は、退任した監査等
	委員である取締役の任期の満了

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

用行完物

② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役社長 がこれを招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるとき は、取締役会においてあらかじ め定めた順序に従い、他の取締 役が取締役会を招集し、議長と なる。

(新設)

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役<u>及び各監</u> <u>査役</u>に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。
 - ② 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意が あるときは、招集の手続きを経 ないで取締役会を開催すること ができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議 によって取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)から選定 する。

する時までとする。

亦再安

② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、 取締役副会長、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役社長 がこれを招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - ③ 前2項の規定に係わらず、監査 等委員会が選定する監査等委員 は、取締役会を招集することが できる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役に対して 発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮す ることができる。
 - ② 取締役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取 締役会を開催することができ る。

現行定款

(新設)

(取締役会の決議方法等)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - ② 当会社は、取締役が取締役会の 決議事項について提案をした場合において、当該提案についる 意において、当該提案についもき 議決に加わることができる又は できるとしたとり同意の意思表示 をしたときは、当該提案を可決 する旨の取締役会の決議が する旨のとみなす。ただし、監査 役が当該提案について異議を べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第27条 (条文省略)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

変更案

(重要な業務執行の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の 13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、 同条第5項各号に定める事項以 外の重要な業務執行の決定の全 部または一部の決定を取締役に 委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - ② 当会社は、取締役が取締役会の 決議事項について提案をした場 合において、当該提案についる 職務役(当該決議事項について 議決に加わることができるもの に限る。)の全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該提案を可決 する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第28条 (現行どおり)

(報酬等)

第29条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

現行定款

第29条(条文省略)

(社外取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外取締役 との間に、同法第423条第1 項の賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令が規定する額 とする。

第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第32条 <u>当会社の監査役は4名以内と</u> する。

(選任方法)

- 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - ② 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。

(任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。
 - ② 任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役 の任期は、退任した監査役の任 期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常 勤の監査役をその決議によって 選定する。 変更案

第30条 (現行どおり)

(取締役との責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、取締役<u>(業</u> 務執行取締役等であるものを除 く。)との間に、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する 契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令が規定す

第5章 監査等委員会

る額とする。

(<u>監査等委員会</u>の設置)

<u>第32条</u> 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置 く。

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、監査等委員で ある取締役の中から常勤の監査 等委員をその決議によって選定 することができる。

現行定款

(監査役会の招集通知)

- 第36条 監査役会の招集通知は、会日の 3日前までに各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮す ることができる。
 - ② <u>監査役</u>全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで<u>監査</u> 役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段 の定めがある場合を除き、<u>監査</u> 役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 <u>監査役</u>会に関する事項は、法令 又は本定款のほか、<u>監査役会</u>に おいて定める<u>監査役会</u>規程によ る。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会の 決議によって、同法第423条 第1項のその任務を怠った監査 役(監査役であったものを含 む。)の賠償責任を法令の限度 において免除することができ る。

変更案

(監査等委員会の招集通知)

- 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監</u> <u>査等委員会</u>を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に 別段の定めがある場合を除き、 議決に加わることができる監査 等委員の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

(削除)

現行定款	変更案
(社外監査役との責任限定契約) 第42条 当会社は、会社法第427条第 1項の規定により、社外監査役 との間に、同法第423条第1 項の賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令が規定する額	(削除)
とする。 第6章 会計監査人 第43条~第45条(条文省略) (報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第47条~第49条(条文省略)	第6章 会計監査人 第38条~第40条 (現行どおり) (報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得 て定める。 第7章 計 算 第42条~第44条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> (監査等委員会設置会社移行前の監査役

監査役 の責任免除等の経過措置)

令和2年11月開催の第40期定時株 主総会の終結前の会社法第423条第 1項の行為に関する監査役(監査役で あった者を含む。) の責任の免除及び 監査役と締結済みの責任限定契約につ いては、なお同定時株主総会の終結に 伴う変更前の定款の定めによる。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(11名)は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。 *印は新任取締役候補者であります。

			* 印は新仕取締役候補者	目にめりより。
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位及び担当並びに な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	木 村 一 義 (1943年11月12日生)	2000年3月 2001年6月 2001年6月 2005年6月 2012年6月 2012年6月 2012年6月 2012年7月 2013年9月 2013年9月 2020年6月 2020年年9日 1 2020年年9日 2020年年9日 2020年年理義なのはアンシ献を発 2020年のよれ、アンシーでは 2020年のよれ、アンシーでは 2020年のよれ、アンシーでは 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のよれ、アンシーを 2020年のより、アンシーを 2020年のも 2020年のも 2020年のも 2020年の	日日日 SMBC H SMB	9,900株
		111 0		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	が 対 で	1976年4月 1989年2月 2008年11月 2013年1月 2015年11月 2015年12月 2015年12月 2016年11月 2016年11月 2016年11月 2016年11月 2020年9月 2018年11月 2020年9	183,000株
3	。 安 部 徹 (1961年6月16日生)	2005年7月 当社入社 2009年11月 2010年11月 当社取締役経営企画部長 2010年11月 当社取締役経営企画画本	12,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	毎 対 英 二 (1960年1月19日生)	2010年6月 2010年10月 2011年4月 2011年9月 2011年9月 2016年11月 2016年11月 2017年2月 2018年9月 2018年9月 2018年9月 2020年9月 2	37,200株
5	秋 保 徹 (1974年12月11日生)	1997年 3 月 2012年 9 月 当社入社 2012年 9 月 当社執行役員第二商品部長 2013年10月 当社執行役員商品部長 2015年10月 当社執行役員 E C 事業部長 2017年 2 月 当社常務執行役員 E C 事業 本部長 2018年 4 月 株式会社ビックカメラ楽天代表取締役社長(現任) 当社常務執行役員 E C 本部長 2019年 8 月 2019年 8 月 2019年 8 月 2020年 9 月 2020年 9 月 2020年 9 月 業推進部門管掌商品本部長 1 選任理由】 秋保徹氏は長年にわたり、商品仕入部門・た豊富な経験・実績・見識を有しておりました。と考え、取締役候補者といて適任であると考え、取締役候補者といたしました。	1,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
6	なか がわ は	1998年4月 株式会社富士銀行(現株式会社の2002年8月2002年8月2008年1月2008年1月2018年9月2018年1月2018年11月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2018年12月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年9月2020年12月2020年12月2020年12月2020年12月2020年12月2020年12日202020年12日2020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日2020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日202020年12日20202	500株
7	* 中 澤 裕 二 (1973年12月28日生)	1995年6月 2000年7月 2010年4月 2010年4月 2012年2月 同社マーケティング企画室マネージャー 2014年9月 記学・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	一株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	佐藤 芷 ^{**} 昭 (1942年7月27日生)	2002年4月 株式会社みずほ銀行取締役 副頭取 2003年7月 日本橋興業株式会社顧問 2004年3月 昭栄株式会社取締役 2004年6月 株式会社二チレイ監査役 2005年3月 昭栄株式会社取締役会長 2010年11月 当社取締役(現任) 2016年6月 株式会社TOKAIホールディングス顧問(現任) 当社取締役候補者として豊から当社経営者として豊かな幅広い見識を関しても、がら当社経営に対する的確な助見言と見識を当社の経営に有用なに対ります。これらの最近に対する的確な助見言と見識を当社の経営に有用なに対しましたがいております。と見識を当社の経営に有用なに対しましたが、当社の経営に有用なだだけるものとました。よります。 は本定時株主総会終結 20時をもって10年となります。	39,300株
9	* 注 特 武 志 (1947年1月19日生)	1972年4月 2002年1月 株式会社読売新聞社東京本社政治部長 2003年6月 2008年6月 2011年6月 2014年6月 2014年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 1社東京本社編集局次長 同社論説委員会副委員長 学校法人文化学院理事長 校法人文化学院理事長 校法人文化学院理事長 を対して登りついる。 表取締役社長 同社取締役最高顧問 2020年6月 同社最高顧問(現任) 【社外取締役候補者としての選任理由】 上村武志氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただき、ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと考え、新任の社外取締役候補者といたしました。	一株

1977年4月 日本経済新聞社入社 1994年9月 日本経済新聞社入社 日経BP出向日経ビジネス副編集長 2005年1月 日経MJ(流通新聞)編集長 日本経済新聞社編集局総務兼 電子新聞開発本部事務局長 日本経済新聞社デジタルメディア専務取締役 日本経済新聞でジタルメディア専務取締役 日本経済新聞でジタルメディア専務取締役 日本経済新聞でジタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリールデジタルメディア専務取締役 日本経済新聞でリール・ディンが、フィール・ディール・ディンが、フィール・ディール・ディンが、フィール・ディール・ディール・ディンが、フィール・ディール・ディール・ディール・ディール・ディール・ディール・ディール・デ	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
	10	* 徳 苗 潔 (1954年6月7日生)	1994年 9月 2005年 1月 2008年 3月 2008年 3月 2009年 4月 2013年 3月 2013年 3月 2013年 3月 2015年 7月 2015年 7月 2016年 6月 2019年 6月 2019年 6月 2019年 6月 2020年 7月 2020年 7月 2	一株

- (注) 1. 取締役候補者秋保徹氏は株式会社ビックカメラ楽天の代表取締役であり、 当社は同社との間でフランチャイズ契約を締結しており、家電品等販売に 関する事業において競業関係にあります。
 - 2. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 佐藤正昭氏、上村武志及び徳田潔氏は社外取締役候補者であります。
 - 4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第30条に基づき、佐藤正昭氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。同氏が再選され、社外取締役に就任したときは、第2号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第31条に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

また、新任の社外取締役候補者であります上村武志氏及び徳田潔氏が取締役に選任され社外取締役に就任したときは、当社は両氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 独立役員について

当社は、佐藤正昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再選され社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります上村武志氏及び徳田潔氏が取締役に選任され社外取締役に就任したときは、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重 要		所 有 す る 当社の株式数
1	*大家 童 子 (1965年9月22日生)	【監査等委員で 大塚無子氏は 部統制部門の 当社グループ など当社グル 験・実績・当社 することを期	株式会社ビックトイズ代表 取締役社長 当社内部監査室長 当社内部監査室長兼内部統制室 長 当社執行役員内部監査室長 兼内部統制室長 当社取締役執行役員内部監 査室長兼内部統制室長	900株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	* 岸 本 裕 范 子 (1953年11月15日生)	1976年 4 月 1981年 3 月 1990年	13,700株
3	*砂 山 晃 一 (1957年9月5日生)	1981年 4月 株式会社富士銀行(現	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 岸本裕紀子氏と砂山晃一氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第42条に基づき、社外監査役である岸本裕紀子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。同氏及び砂山晃一氏が監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第31条の規定に基づき同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、大塚典子氏が監査等委員である取締役に選任され就任したときは、第2号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第31条に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4. 独立役員について

当社は、岸本裕紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります砂山晃一氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査 等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠 くことになる場合に備え、利光剛氏を監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査 等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ 取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。 また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

	氏 名 (生年月日)	
2000年3月 慶應義塾大学大学院理工学研究 科後期博士課程修了博士(理学) 2000年3月 あさがおシステム株式会社設立 取締役 2002年10月 株式会社エムティービーインベストメントテクノロジー研究所 (現 株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所) 入社 2011年12月 弁護工学研究所) 入社 2014年7月 セブンライツ法律事務所設立共同代表(現任) 2017年4月 社会福祉法人慶生会監事(現任) 2017年11月 株式会社インテンスプロジェクト取締役(現任) 【補欠の監査等委員である社外取締役としての選任理由】 利光剛氏は経営者として、また弁護士として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	利 光 剛	で 博士(理学) な 株式(理学) な 株式(型学) な 株式(エーインで

- (注) 1. 利光剛氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 利光剛氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について利光剛氏が監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第31条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年11月30日開催の第25期定時株主総会にて年額450百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止して、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼取 締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名であり、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名(うち社外取締役3名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会 設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の 定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮 して、年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件当社は、取締役(社外取締役を除く。) に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等について、2015年11月26日開催の第35期定時株主総会において、取締役の報酬の額とは別枠で、年額100百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後におきましても、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件」でご承認いただく予定の報酬等の額とは別枠で、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の割り当てを継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した 新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た 額となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を 牛じるものといたします。 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が 普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割 の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該 株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株 式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は800個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。) は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する ものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、当社の取締役会において 定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場:板橋区立文化会館 大ホール 東京都板橋区大山東町51-1 電話 03 (3579) 2222



(交通) ●東武東上線「大山|駅

- ①北口(上りホーム)改札を出て、徒歩約5分 ②南口(下りホーム)改札を出たあと、**踏切を渡り**遊座大山商店街方 面へ徒歩約6分く踏切でお時間を要する場合がございます>
- ③東口(下りホーム)改札を出たあと、地下道を通り北口方面へ、徒 歩約5分<改札利用時間7:00~22:00>
- ●都営三田線「板橋区役所前」駅 A 3 出口から徒歩約7分
- ※板橋区立グリーンホールとお間違えのないようにご注意ください。

本総会は、おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の 配布は一切ございません。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

